

中野市まちづくり基本計画策定に係る住民説明会

《 目 次 》

1 まちづくり基本計画の策定にあたって	
1-1 まちづくり基本計画とは	1
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 計画の対象区域	4
1-4 計画期間	4
1-5 まちづくり基本計画の構成	5
1-6 計画策定の流れ	5
2 人口の見通し	
2-1 総人口・年齢3区分別人口の動向	6
2-2 高齢化の動向	7
3 都市づくりの課題	8

令和4年8月

中野市 建設水道部 都市計画課

1 まちづくり基本計画の策定にあたって

1-1 まちづくり基本計画とは

中野市の都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」と、人口減少の中においても持続可能なまちづくりを実現するための取組を定める「立地適正化計画」は、根拠法は異なるものの、都市計画に関する長期的なマスタープランとしての性格を持つ計画であり、重複する内容や相互に連携する内容も多いことから、本市では、都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の検討を一体的に進め、「都市計画マスタープラン編」と「立地適正化計画編」の2編で構成（分冊）される「中野市まちづくり基本計画」（以下、「まちづくり基本計画」という。）を策定します。

都市計画マスタープランとは？

- ▶ 土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めるものが「都市計画」です。さらに、より良いまちをつくっていくために、総合的な指針としてまとめたものが「都市計画マスタープラン」です。（都市計画法第18条の2により、市町村が定める）
- ▶ 「都市計画マスタープラン」では、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明示します。
- ▶ 中野市では平成20年度に都市計画マスタープランを策定していますが、人口減少・少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しに着手していきます。

立地適正化計画とは？

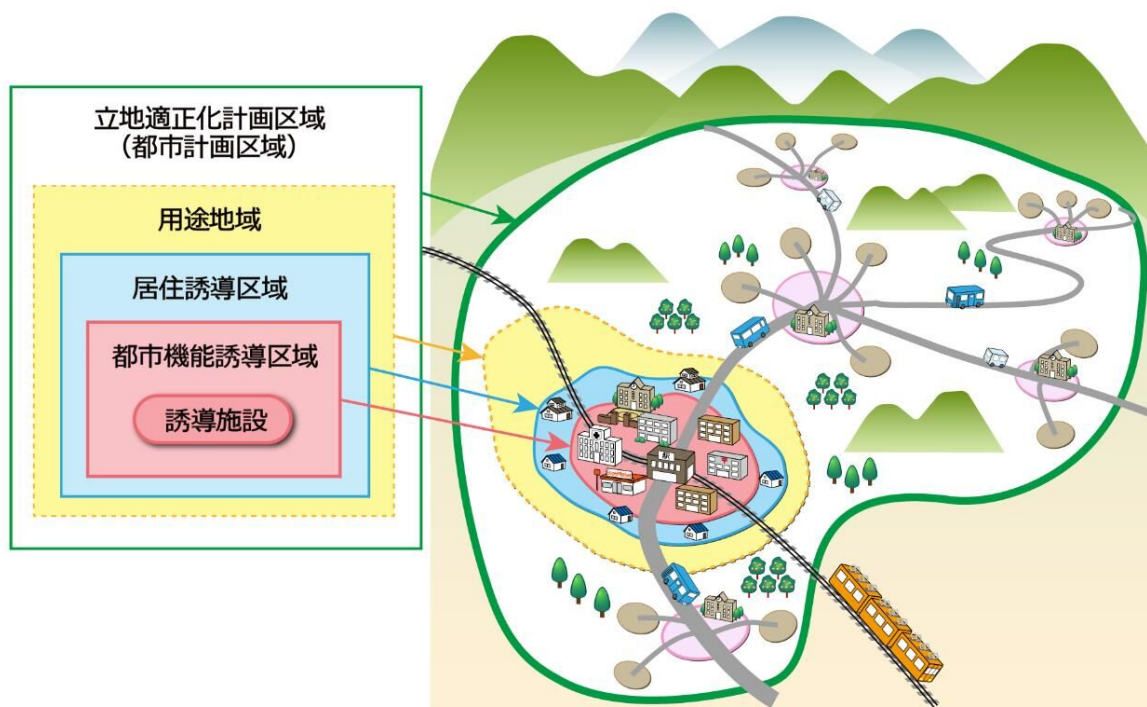
- ▶ 平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画が制度化されました。
- ▶ 立地適正化計画の方向性として、集約型都市構造（コンパクト＋ネットワークのまちづくり）を目指す取組を推進することが求められています。
- ▶ 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

1 まちづくり基本計画の策定にあたって

立地適正化計画では、「都市再生特別措置法」及び「都市計画運用指針（国土交通省）」に基づき、下記の事項を記載します。

表 立地適正化計画の記載事項

項目		内容
1	立地適正化計画の区域	立地適正化計画の対象区域を定めます。
2	立地の適正化に関する基本的な方針	立地適正化計画で目指すまちづくりの目標・方針を定めます。
3	誘導施設	都市機能誘導区域内において立地を維持・誘導すべき都市機能増進施設を設定します。
4	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能増進施設を都市の拠点に維持・誘導することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定します。
5	居住誘導区域	医療・福祉・商業等の生活サービス機能を持続的に確保できるように、居住を促進し、一定エリアの人口密度の維持を図る区域を設定します。
6	防災指針	都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の防災・減災対策を定めます。
7	誘導施策	都市機能や居住の維持・誘導を図るために必要な施策を定めます。
8	目標値	施策等の達成状況を評価・分析するための目標値を定めます。



1-2 計画の位置づけ

まちづくり基本計画は、市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」や、長野県が定める「中野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中野都市計画区域マスタープラン）」に即して、本市が進める様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めます。

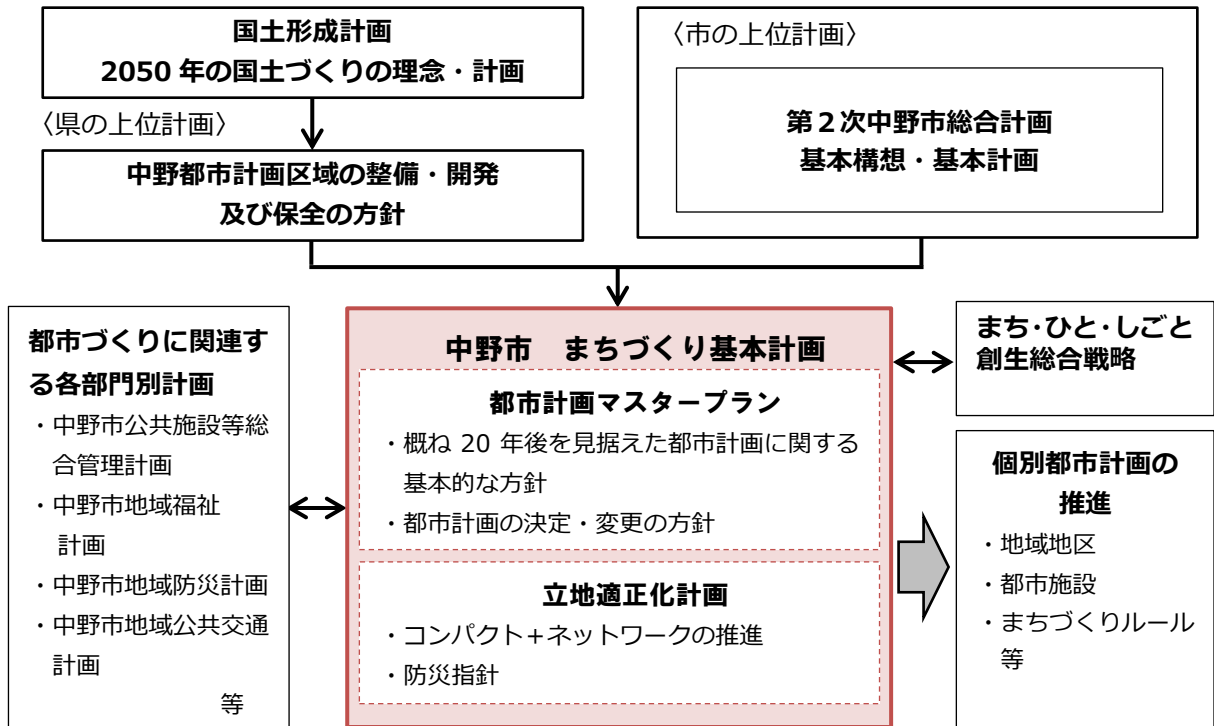


図 計画の位置づけ

1-3 計画の対象区域

まちづくり基本計画の対象区域は、都市計画区域外も含む「市全域」を基本とし、都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）として、全体構想や地域別構想を策定します。

ただし、立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法の規定に基づき、「中野都市計画区域全域」とします。計画の公表日より、居住誘導区域外や都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が義務づけられますが、当該届出義務は立地適正化計画の区域内（都市計画区域内）でのみ課されることとなります。

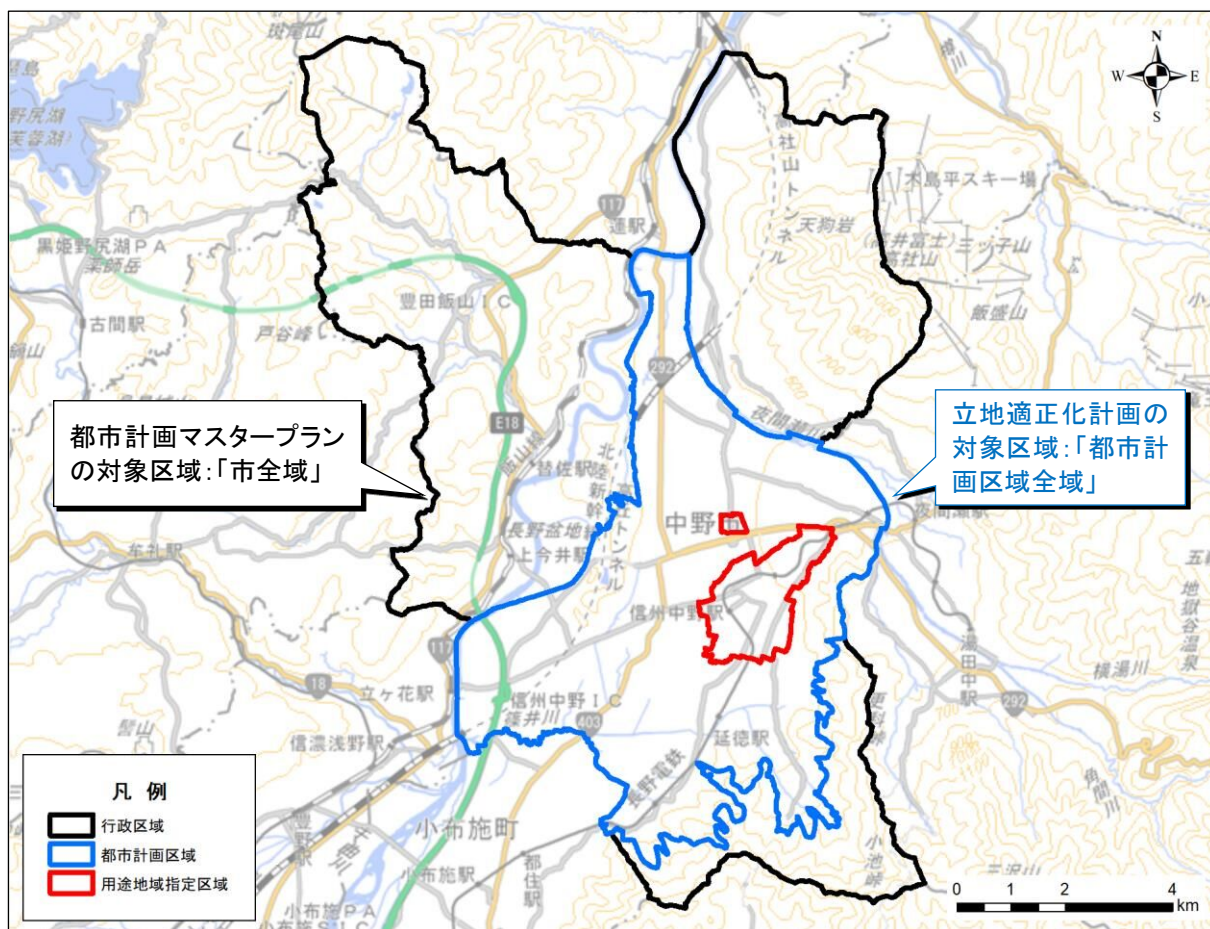


図 計画の対象区域

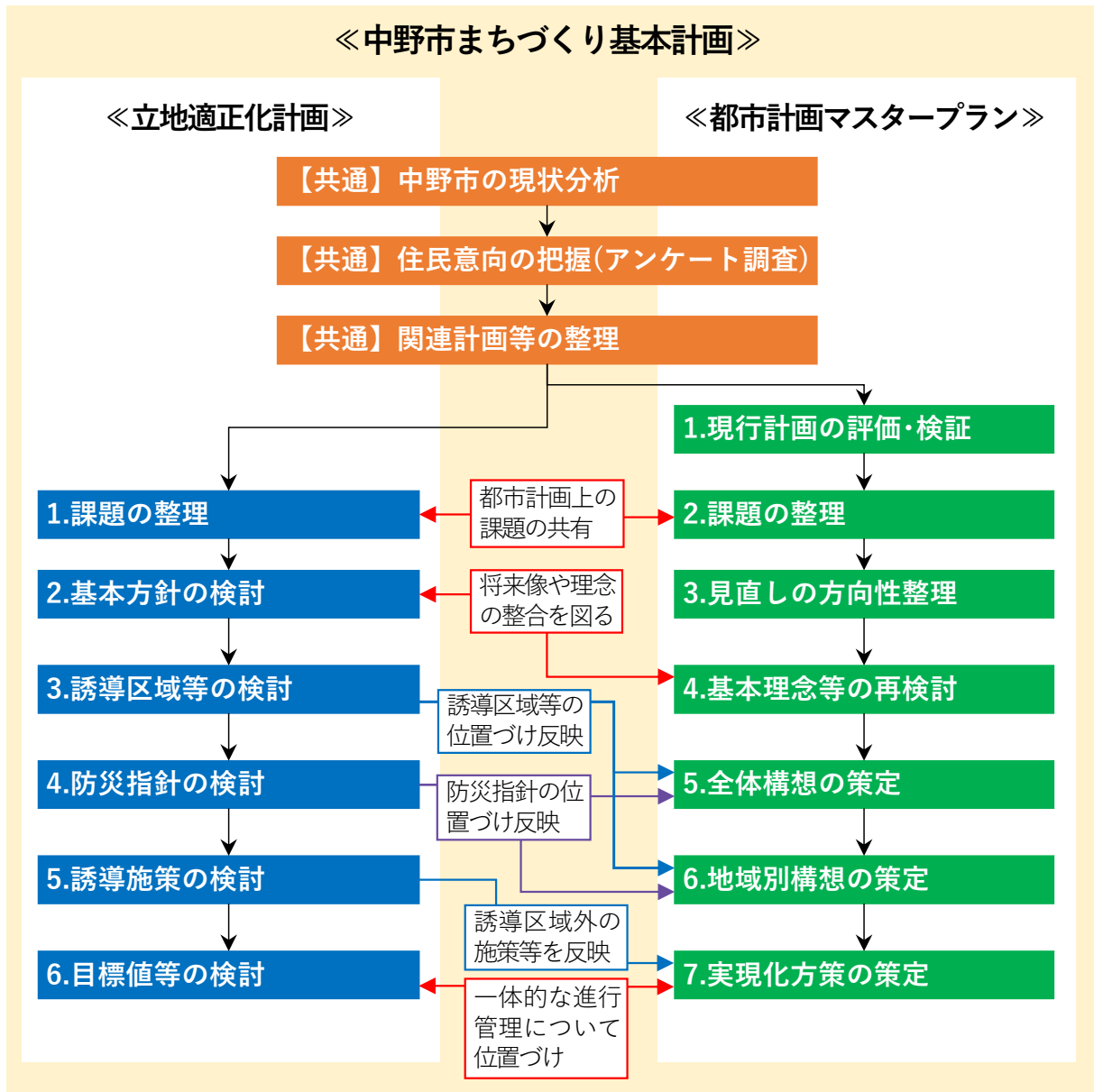
1-4 計画期間

まちづくり基本計画の計画期間は、「令和5年度（2023年度）」を初年度として、目標年度を概ね20年後の「令和24年度（2042年度）」とします。

なお、計画の進行管理にあたり、都市計画マスタープランに関する項目は、概ね10年後、立地適正化計画に関する項目は、都市再生特別措置法の規定に基づき、概ね5年ごとに、施策の実施状況や目標の達成状況等の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しや関連する都市計画の変更等を検討します。

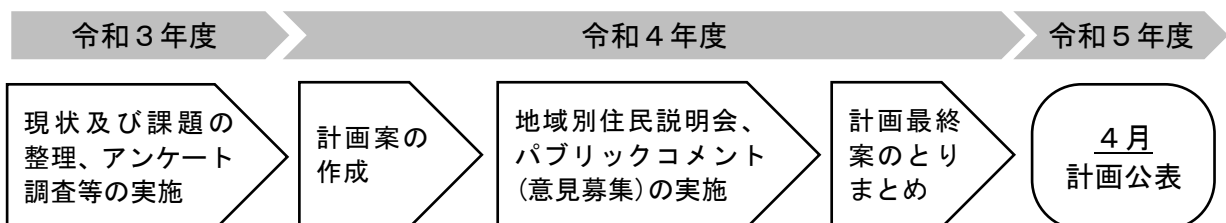
1-5 まちづくり基本計画の構成

まちづくり基本計画の検討フローを以下に示します。
「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」に係る検討を一体的に進めます。



1-6 計画策定の流れ

まちづくり基本計画は、令和3年度、令和4年度で策定し、令和5年4月の計画公表を目指しています。



2 人口の見通し

2-1 総人口・年齢3区分別人口の動向

本市の総人口は、平成12年の47,845人をピークに減少傾向となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による概ね20年後の令和22年(2040年)の将来推計人口をみると、総人口は「33,022人」となっています。また、高齢化率は、平成27年(2015年)から令和22年(2040年)の概ね20年間で10.6ポイント増加すると予測されています。よって、今後さらに進行することが想定される、人口減少や少子・高齢化に対しどのように対応していくかが課題と言えます。

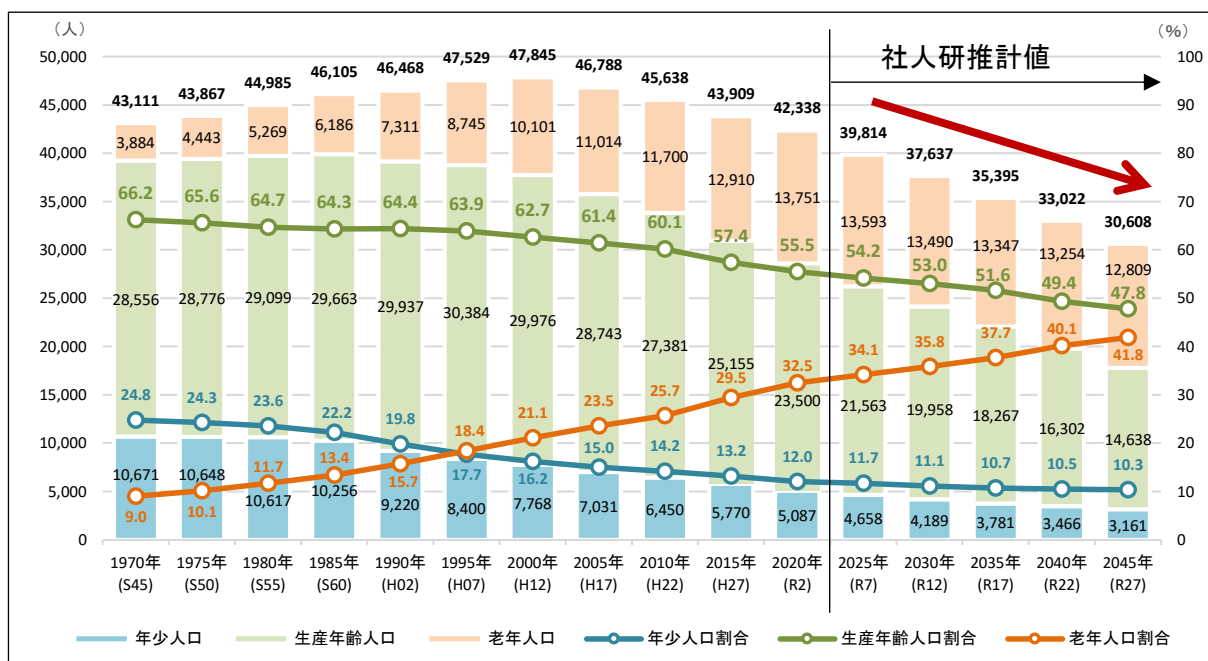


図 中野市の総人口・年齢3区分別人口の動向

資料：【1970～2020年】総務省統計局「国勢調査」

【2020～2045年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

※総人口は、年齢不詳人口を含む。

※平成12年(2000年)以前の人口は、旧中野市と旧豊田村の人口を合算した数値を表示。

2-2 高齢化の動向

5地域別の人口・高齢化の動向について、平成27年国勢調査による2015年実績人口と、社人研推計に準拠した2040年将来推計人口の比較を行いました。

75歳以上人口の割合の動向をみると、市全域で高齢化が進行し、特に、豊田地域や高社地域では75歳以上人口の割合が30%を上回るエリアが多くなるなど、急速に高齢化が進行すると予測されます。

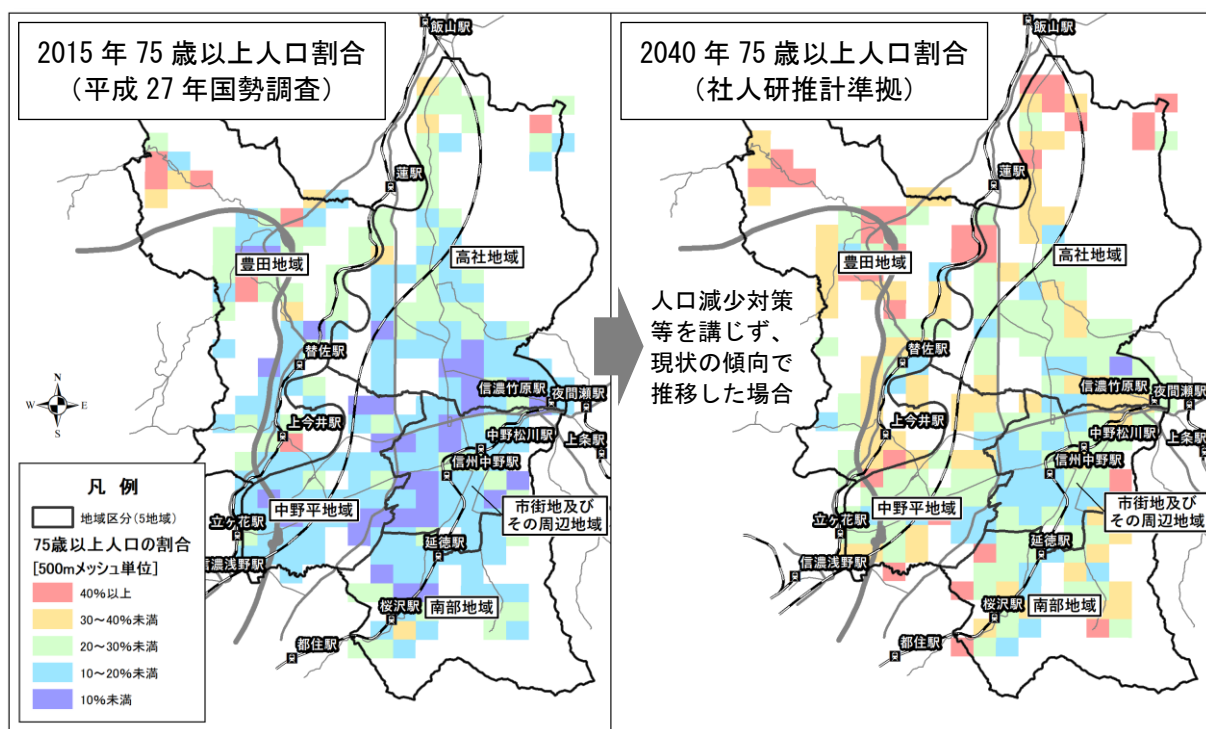


図 75歳以上人口割合の動向：2015年→2040年

資料：【2015年】総務省統計局「平成27年国勢調査地域メッシュ統計(500mメッシュデータ)」

【2040年】国土交通省「国土数値情報[500mメッシュ別将来推計人口データ(H30国政局推計)]」※

※H30国政局推計は、平成27年国勢調査を基準として、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠した推計データ。

地域別の人口の見通し及び、昨年実施した「中野市まちづくりに関するアンケート調査」の結果を「配布資料2：地域別編」に掲載しています。

3 都市づくりの課題

本市の都市づくりの課題を下表のとおり整理しました。
まちづくり基本計画では、これらの課題の解決に向けての道筋を明確化していきます。

分野	都市づくりの課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の抑制に向け、特に人口減少、高齢化が顕著な市中心部への居住の受け皿づくり（住宅及び生活基盤施設） ○若い世代が住み続けたいと思えるような生活環境づくり ○市の強みである農業の生産環境の維持・保全
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○「中野市版コンパクトシティ」の構築に向けて、立地適正化計画における適切な誘導区域の設定 ○中心市街地と郊外部（地域拠点）における都市機能の適正配置や機能分担と連携（ネットワーク）のあり方 ○宅地化が進行する白地地域において、メリハリのある土地利用を推進していくための土地利用規制の検討（特定用途制限地域等） ○中心市街地の土地ポテンシャルを高めていくため、空き地・空家利活用による魅力ある街なか空間の形成
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地内において円滑な交通流動を促す道路ネットワークの構築 ○高齢化社会の進行を見据えた公共交通（電車・バス）の利便性向上による自動車交通への過度な依存の抑制 ○市民の憩いや交流の場となる公園の整備・拡充
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅周辺の災害リスクに対する認知度の向上 ○ハード施策（河川改修等）とソフト施策（情報受発信機能向上、避難所・避難路の確保、支え合いの仕組みづくり等）の連動による安全性向上 ○浸水想定区域を踏まえた居住誘導区域の設定及び防災指針における施策の整理

